

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

## 規則

- 鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則
- 国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則
- 鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則
- 河川法施行細則の一部を改正する規則
- 港湾法施行細則の一部を改正する規則

◆規

### 則 鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

目 次

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、翌日がとる場合)

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十三号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則(昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「テニスコート」を「トレーニングホール及びテニスコート」に改める。

様式第一号のその2を次のように改める。

### その2 体育施設等

#### 鳥取県立健康増進センター体育施設等利用許可申込書

職 氏 名 殿

下記のとおり鳥取県立(東部・西部・中部)健康増進センターの体育施設等の利用を申し込みます。

記

受付番号	申込年月日	年月日	
申込人	(ふりがな) 氏名	利用入員	
	連絡先	[電話]	
利用年月日	年月日		
利用時間	時 分から	時 分まで	時間
利用区分	1 トレーニング ホール		
	一般利用 (中学生以下・高校生以上) (大トレーニングルームの専用 利用)		
	2 テニスコート (面)		
3 入浴施設 (中学生以下・高校生以上)			

## 附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第十四号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則

規則第四十八号の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「開拓道路整備並びに」を削る。

## 附 則

1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 昭和五十九年四月一日前に鳥取県団体営土地改良事業助成条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第三号）の規定により補助金の交付を受けている開拓道路補修事業に係る補助金については、改正後の鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 鳥取県規則第十五号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則  
鳥取県漁港法施行細則（昭和四八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一及び二を次のように改める。

## 一 土砂採取料

区 分		採 取 料	金 額
	単 位		
土砂	ト ル	一立 方 メ ー	
砂利（かき込み砂利を含む。）	ト ル	一立 方 メ ー	
栗石	ト ル	一立 方 メ ー	
転石	ト ル	一立 方 メ ー	
一 個 に つ き	ト ル	一立 方 メ ー	
九〇〇円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九〇円を加算した金額	ト ル	一立 方 メ ー	九〇円
	ト ル	一立 方 メ ー	一三〇円

## 二 占用料

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西尾邑

鳥取県規則第十六号

## 国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

国有土地使用料等徵收規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）

別表の一及び二を次のように改める。

区 分				使 用 料	金 額
				市 の 区 域	町 村 の 区 域
は電柱又は電柱の支線若しく く(電柱であるものを除)	街灯(電柱)	塔類	類のガ水水管、他水管、下	塔類	は電柱の伴設作
年一本につき一	年一本につき一	送電塔	外径が○・四メー ル未満のもの	広告塔	もをの工 う置物
七一〇円	二七〇円	三、六〇〇円	外径が○・四メー ル未満以上○・四 メートル	その他の塔	トル未満以上○・四 メートル
五五〇円	一七〇円	一、八〇〇円	外径が○・四メー ル未満のもの	つ方使用面積一 年一トトルに平	ル長さ一 つき一年ト
五〇〇円	二六〇円	五二〇円	外径が○・四メー ル未満以上○・四 メートル	つ方表示面積一 年一トトルに平	ル長さ一 つき一年ト
四一〇円	二〇〇円	八二円	外径が○・四メー ル未満のもの	つ方メートル面積一 年一トトルに平	ル長さ一 つき一年ト

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県規則第十七号

## 鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

## 鳥取県海岸法施行細則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号）の二

部を次のように改正する。

一 占用料

区	分	占	用	料	額	
					単位	市の区域
塔類	街灯(電柱であるものを除く。)	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	年一本につき一	七一〇円	五五〇円	町村の区域
廣告塔	送電塔	占用面積一トールに平	二七〇円	一七〇円	金額	
表示面積一トールに平	表示面積一トールに平	五二〇円	四一〇円	五五〇円		
一年	一年	三、六〇〇円	一、八〇〇円			
き一年	き一年					
方一トールに平	方一トールに平					

区分		のなをの工 い伴設作 もわ置物				もをの工 の伴設作 う置物				その他の塔	
単位	採取料	耕作地	看板又は広告板	通路(橋を含む。)	建物	標識	類のガス水管、他 の管管、下	外径が○のもの 外径が○以上一メートル未満のもの 以上径が一メートル	外径が○の四メートル未満のもの 外径が○以上一メートル未満のもの 以上径が一メートル	占面積 方メートルに平 き一年	占面積 方メートルに平 き一年
金額	貯木場	放牧場又は魚介養殖場	その他の中	通路(橋を含む。)	建物	標識	類のガス水管、他 の管管、下	外径が○のもの 外径が○以上一メートル未満のもの 以上径が一メートル	外径が○の四メートル未満のもの 外径が○以上一メートル未満のもの 以上径が一メートル	占面積 方メートルに平 き一年	占面積 方メートルに平 き一年
一三〇円	四円	四円	八円	一六〇円	九〇円	六四〇円	一本につき一 年	五二〇円	一〇〇円	五二〇円	一〇〇円
八〇円	三円	三円	五円	一六〇円	一〇円	四一〇円	一本につき一 年	二六〇円	一一〇円	八二円	一一〇円

鳥取県規則第十八号		河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。		附 則	
河川法施行細則の一部を改正する規則	昭和五十九年三月二十七日	鳥取県知事 西 尾 邑 次	河川法施行細則の一部を改正する規則	この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。	土砂 砂利(かき込み砂利を含む。) 栗石
河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。	別表第二の二及び三を次のように改める。	別表第二の二の表の占用料の欄中「一、四四六円」を「一、六九八円」に、「三一九円」を「三七五円」に、「七二三円」を「八四九円」に改め、	河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。	一立方メートルにつき 九〇円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九〇円を加算した金額	九〇円 一三〇円
二 土地占用料					

二

河川產出物採取料

のなをの工 い伴設作 もわ置物		耕作地	
その他もの	貯木場	放牧場又は魚介養殖場	
		方 メー ト ル 一 年 に 平	占 用 面 積 一 平
一 三 〇 円	四 円	四 円	八 円
八 〇 円	三 円	三 円	五 円

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県規則第十九号

## 港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

十一

鳥取県知事 西尾邑次

二

のなをの工 い伴設作 もわ置物		看板又は広告板	
貯木場		通路(橋を含む。)	
魚介養殖場		建物	
その他の工作物		その他	
占 用 面 積 一 年 に 平 方 メ ート ル	占 用 面 積 一 年 に 平 方 メ ート ル	九〇円	六〇円
一三〇円	四円	一六〇円	一一〇円
八〇円	三円	五円	

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附  
則